

## 若年者向けストーカー被害防止啓発ポスターの公募による作成について

### 1 目的

学生でもストーカー被害に遭うことや、知らないうちに加害者となってしまうことを身近に感じてもらうために、ポスターのデザインを考案することを通して、ストーカー被害の本質を理解するきっかけとしてもらうとともに、作成したポスターを府内の中学校、高等学校及び各関係機関に配付し掲示することで、広く被害防止啓発を行うことを目的とします。

### 2 公募対象

大阪府内の高校に通う高校生（府立・私立・市立・国立）

### 3 公募期間

令和5年7月10日（月）～令和5年9月8日（金）

※応募数が少ない場合は公募期間を延長する可能性があります。

### 4 応募のテーマ

「ストーカーの被害者にも加害者にもならないために」がこのポスターのテーマです。

「ストーカー被害に遭わないためにはどんなことに気をつけたらいいのか」「どんなことをしたらストーカー行為になるのか」、「自分がしていることや、されていることはもしかしたらストーカー行為かもしれない」等、若年者がストーカー被害について考えるきっかけになるようなデザインを募集します。

### 5 公募規定

- ・A3版、縦型とし画用紙またはケント紙を使用してください。
- ・使用する画材は自由です。
- ・デジタル作品も可能ですが、デジタルの場合でも縦型とします。
- ・キャッチコピーとなる「ストーカーの被害者にも加害者にもならないために」の文字をデザインの中に入れてください（このキャッチコピー以外に、文字やサブタイトルなどを追記するのは自由です）。

#### 【その他注意点】

- ・加害者、被害者の性別は問いません。
- ・応募作品は、未発表の作品に限ります。
- ・著作権、肖像権の侵害に留意してください。
- ・他の作品の盗作や模倣等が判明した場合選考の対象外になります。
- ・応募作品の著作権は主催者に帰属し、作品の返却はしません。
- ・応募者の名前、学校名、学年は、大阪府警の刊行物やWEBサイトのほか、テレビ、雑誌等各種媒体で使用・公表することがあります。

### 6 応募方法

メールでの提出と郵送での提出のどちらでも可能とします。

#### 【デジタル作品のメールでの応募】

- ・メールに添付するデータのファイル形式は ①jpg形式 ②gif形式 ③tif形式 ④png形式 ⑤pdf形式 の5種類に限ります。
- ・メールの本文に、応募者自身の名前、生年月日、学校名、学年を記載してください。

- ・メールの件名は「ストーカー被害防止啓発ポスター2023」としてください。

#### 【紙作品の郵送での応募】

- ・別添の応募票に必要事項を記載の上、ポスターの裏面に貼付し、郵送してください。  
(※郵送にかかる費用は応募者の負担とします。)

## 7 送付先

#### 【データ作品のメール送信先】

大阪府警察本部生活安全部生活安全総務課人身安全対策室  
ストーカー対策大阪ネットワーク事務局  
Email: poster\_koubo@police.pref.osaka.jp

#### 【紙作品の郵送先】

〒540-8540 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-11  
大阪府警察本部生活安全部生活安全総務課人身安全対策室  
ストーカー対策大阪ネットワーク事務局

## 8 その他

応募のあった中から優秀なデザインを選考します。完成したポスターは大阪府内の中学校、高等学校、警察署などの関係機関に配布し、掲示する予定です。

#### 【参考①】10種類のストーカー行為

- (1) 相手からのつきまとい、家などへの押しかけ、通学路などでの待ち伏せ・うろつき
- (2) 監視している旨を告げられる行為
- (3) 「会ってほしい」「付き合ってほしい」などの要求
- (4) 大声を出されたり、家のドアを叩かれたりするなどの乱暴な行為
- (5) しつこい着信やメール、SNSのダイレクトメッセージの送信
- (6) 動物の死体など、汚いものの郵送や家のポストへの投函
- (7) 誹謗中傷する内容のネットへの書き込み等
- (8) 性的な写真や動画などの送信
- (9) アプリやGPSなどを使った位置情報の取得
- (10) GPSを自転車や車などに取り付けたり、鞆などに差し入れたりする行為

#### 【参考②】昨年度の最優秀作品

